

地域福祉を考える市民の会 会則

第1条 (名称)

この会は「地域福祉を考える市民の会」（以下市民の会）と称する

第2条 (目的)

市民の会は、朝霞市の福祉の現状や福祉の在り方を理解し、地域福祉活動に参加する為に市民と共に学習する。

加えてすべての市民や社会的弱者の方々が、幸せな生活を送れるように、また、人生の終えんを安らかに迎えらるる様に、行政や福祉、保健、医療等の専門機関団体、そして地域の人々と情報を交換して連携する。

第3条 (会員)

- 1・第2条の目的に賛同する個人は会員になることができる。
- 2・財政的な支援を行うサポーター会員を置くことができる。

第4条 (総会)

- 1・市民の会は会員をもって構成する総会を設置する。
- 2・総会は毎年4月に開催し、予算及び決算の承認、事業報告及び事業計画の承認、役員改選、会則の改正など行う。

第5条 (定例会)

- 1・市民の会は会員並びに、市民の会の目的に賛同する人で構成する定例会を設置する。
- 2・定例会は総会に次ぐ決議機関とし、活動の計画や検証、会員相互の交流、情報共有の場とする。
- 3・定例会の開催は原則毎月第2土曜日と定める。

第6条 (役員及び事務局)

- 1・市民の会は次の役員を置く。
- 2・代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、会計監査1名で構成する。
- 3・事務局は代表宅に置く。

第7条 (財政)

- 1・市民の会の財政は、会員会費年額1000円、賛助金、関係機関の助成金、その他の収入を充てる。
- 2・会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 (委任)

この会則に定めてるもののほか、市民の会の運営に必要な事項は定例会が定める。

(付則) 1・この会則は2011年4月1日から適用する。

2・第4条第2項改正・定期総会を4月とする。2014年4月から適用

3・第6条第2項改正・会計監査1名とする。2014年4月から適用